

電気工事業を廃止したときの届出(みなし登録)

1 届出が必要な事業者

電気工事業を廃止する事業者は、鳥取県知事への届出が必要です。

なお、みなし登録では、事業を譲渡等により他者に引き渡す事業者（被承継者）も、廃止届が必要です。（承継届はできません。）

2 手続きに必要な書類

書類	部数	備考
電気工事業廃止届出書	1	※押印は不要です。

3 手数料

無料

4 届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送または持参してください。

（郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。）

登録証の返納がないときは、FAXやメールでも受け付けます。

鳥取県危機管理局消防防災課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7063

FAX 0857-26-8139

電子メール shoubou@pref.tottori.lg.jp

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日

許可（ ー ）第 号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。